

古賀市における介護予防・日常生活支援総合事業の実施について(案)

資料3

類型	サービス種別	多様なサービス内容				利用者負担額(記載は1割分のみ)	負担割合	開始予定時期	備考
		対象者	サービスの概要	実施主体	実施方法				
訪問型	現行からの移行	・既にサービスを利用している人のうち、サービスの継続が必要な人 ・認知症、医療処置、難病等により専門的なケアを必要とする人	身体介護等	介護サービス事業所	みなし指定(※1)	週1回利用:1,168円/月 週2回利用:2,335円/月 週3回利用:3,704円/月 <b>20分未満:165円/回(月22回まで)</b>	1割又は2割	平成28年度	
	A(緩和した基準によるサービス)(※2)	個々の状態を踏まえ、自立支援のためのサービスが必要な人	生活援助 ・24時間対応 ・専門性が高い調理 ・身体・心身の状況が不安定	介護サービス事業所	指定	200円/回(週1~3回まで) ※同一建物 1割減算	1割又は2割	平成28年度	
			簡単な掃除、買物、調理のみ	シルバー人材センター	委託	一律100円		未定	シルバー人材センターへ委託: 1,200円程度 ※養成講座の受講時間:約40時間程度
通所型	現行からの移行	・既にサービスを利用している人のうち、サービスの継続が必要な人 ・認知症、医療処置、難病等により専門的なケアを必要とする人	通所介護施設での食事、入浴や生活行為向上のための支援	介護サービス事業所	みなし指定(※1)	事業対象者及び要支援1の人: 1,647円/月 事業対象者及び要支援2の人: 3,377円/月	1割又は2割	平成28年度	
	A(緩和した基準によるサービス)(※2)	個々の状態を踏まえ、自立支援のためのサービスが必要な人	閉じこもり予防や自立支援のためのミニデイサービス、運動、レクリエーションなど	介護サービス事業所	指定	週1回利用: 事業対象者及び要支援1の人: 300円/回 週2回利用: 事業対象者及び要支援2の人: 310円/回 ※同一建物 2割減算	1割又は2割	平成28年度	実施時間: 事業所が2~7時間の範囲で設定する
短期集中型(訪問・通所)		退院直後や閉じこもり・不活発による生活機能の低下が見られ、短期間、集中的に支援することで生活機能が改善する見込みのある人	リハビリテーション専門職種による通所型サービス+保健師等による訪問型サービスを一体的に提供	古賀市	直営	一律350円/回		平成28年度	週2回程度で6か月実施

[注意] この表は、平成28年1月現在の案であり、内容等について、今後変更となる場合があります。

(※1)みなし指定…既に県指定を受けている介護サービス事業所について、市の指定を受けたとみなすもの。

(※2)緩和した基準…職員数、資格要件及び運営に関する基準について現行サービスに比べ緩和してもよいとされ、具体的内容は市町村が定める。